

取扱区分：「公開」

令和3年第6回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和3年6月10日（木）10時00分

於：周南市役所 1階 多目的室

令和3年第6回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和3年6月10日(木) 午前10時00分～午前10時52分

2 場所 周南市役所 1階 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 13人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第4番	佐 伯 伴 章
第7番	田 中 榮 作	第8番	歳 光 時 正
第9番	野 村 邦 幸	第10番	林 俊 一
第13番	藤 井 孝	第15番	松 田 孝 行
第16番	山 崎 光 夫		
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 5人

第5番	白 石 純 治	第6番	高 橋 恵
第11番	原 田 雅 之	第12番	弘 中 壽
第14番	藤 原 典 子		

(3) 事務局職員 5人

局 長	山 本 尚 秀	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	時 重 智 一	書 記	重 岡 のぞみ
書 記	和 田 智 幸		

(4) 関係部署職員 2人

産業振興部農林課	課長	長 畠 和 彦
産業振興部農林課	農政担当主査	福 田 雅 子

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第21号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第22号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	8件
議案第23号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	25件
議案第24号	周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に係る指針」の変更について	1件
議案第25号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認について	1件
議案第26号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について	1件

第3 報告事項

報告第33号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	5件
報告第34号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	4件
報告第35号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	6件
報告第36号	農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	1件
報告第37号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	2件
報告第38号	現況が農地でないことの証明について	5件

山本事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

まず、既にお配りしております資料の議案第25号別紙につきまして、訂正箇所が1箇所ございます。

本日、正誤表をお配りしておりますので、誠に恐れ入りますがご確認ください。

お詫びして訂正させていただきます。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中13人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第5番 白石 純治 委員、第6番 高橋 恵 委員、第11番 原田 雅之 委員、第12番 弘中 壽 委員及び第14番 藤原 典子 委員の5人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時 2分 ～ ）

議長（山下会長）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただ今より令和3年第6回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第

4番・佐伯伴章委員、第10番・林 俊一委員のご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

1ページの議案第21号です。

所在、地目は記載のとおりで、3筆の5,411平方メートルでございます。

尚、現況は2筆が遊休農地で、少し離れた場所に在る残りの1筆は畑として耕作されています。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は遠隔地に居住しているため耕作が困難であり、譲受人は果樹園の経営規模を拡大するために取得するものです。

取得後の農地は、周南市内のみで約87アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

第8番 歳光委員

8番の歳光です。

農地法第3条の番号1について、6月2日現地において譲受人と会い、この土地の利用について聞き取り調査を行い、譲渡人は広島に在住の為、電話でお聞きしました報告を行います。

現地は10数年前に耕作放棄されそのまま放置されている農地

で、セイタカアワダチソウや竹、松が所々生えている状態です。

今まで色々な転用の話がありましたが、うまくいかなく、荒廃地状態になっています。

譲受人は他の農地でもイチジク、ブルーベリー等栽培されておりますが、今回所有権移転を行い樹園地として桃、リンゴ等を30本程度植えるということでございます。

機械等も完備し、調査項目に従い調査を行いましたが無問題だと思います。

よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案21号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第21号について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第21号は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

2ページ、3ページの議案第22号は、1議案8件です。

では、番号1番をご説明いたします。

本件は、令和3年3月10日に開催の第3回総会における、議案第10号の番号1番として、農用地区域から除外することについての審議に基づき、市長に、「異議がない」旨の答申をしたもので

す。その後、山口県から、令和3年4月20日付けで農業振興地域整備計画の変更の内定の通知があったものです。

申請譲受人は記載の通りで、墓地として利用するため申請地を購入し、^{ごどうはか}合同墓及び^{がっそうはか}合葬墓を建立し、駐車場を整備しようとするものです。

譲渡人は高齢のため、耕作が困難であり、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、和田支所から南へ約4.5キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農用地区域除外後は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましても、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件の建立について、山口県周南土木建築事務所長の同意書が発出されており、市長部局に確認すると、「墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項に規定する許可」をする見込みがあるとのことです。

また、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。さらに、転用が許可となる場合は、農用地区域除外後の施行となります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

藤井委員

第13番 藤井委員

13番藤井です。

今、事務局からの説明の通りでありますけど、以前農振除外が確実と思われた農地なのですが、農地法関連の手続は適当と思わ

れます。

申請書および添付書類も適当と思われます。

転用目的も適当だと思われます。

計画実現性においては、法令許認可がおりれば、早ければ年内にも着工できるかもしれないとのことだす。

計画面積、位置、被害防除計画は妥当だと思われます。

以上だす。審議をお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第22号、番号1番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませぬか。

（なしの声あり）

特に発言がないようだすので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号、番号1番について採決を行います。

許可とすることだ、ご異議は、ございませぬか。

（異議なしの声あり）

異議がございませぬので、議案第22号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第22号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

申請譲受人は、記載の通りだ、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積422.96平方メートル、パネル枚数236枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットだす。

譲渡人は高齢などで、耕作ができないため譲受人に譲り渡すものでだす。

申請地は、熊毛総合支所から南東約3.3キロメートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりだ、公図、土地利用計画図、現

地写真は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

第8番歳光委員

8番歳光です。

農地法第5条の番号2について報告をいたします。

事務局と私3名で現地確認をしましたが、6月2日に改めて譲渡人及び譲受人と連絡をとりました報告をいたします。

現地は長年草刈りだけを行う管理をされておりましたが、高齢になり草刈りもままならない状態になりました。今回譲受人が太陽光発電設備を行うため、所有権移転を行い永続的な利用を行うということでございます。

パネル236枚49.5キロワットの発電設備を設置するものです。

周りの農地も荒廃が進んでおりまして周囲に及ぼす影響もなく調査項目に沿って調査を行いました問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第22号、番号2番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号、番号2番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第22号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第22号、番号3番と番号4番ですが、土地は近隣で、一体の計画ですので一括議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号3番及び番号4番を一括してご説明いたします。

申請譲受人は、記載の通りで、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、番号3番は太陽光発電設備の設置を、番号4番は資材置場、駐車場として整備しようとするものです。

太陽光発電設備は、パネル設置面積539.96平方メートル、パネル枚数320枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。駐車場としては2台分を整備しようとするものです。

譲渡人は高齢などで、耕作ができないため譲受人に譲り渡すものです。

3番の農地は熊毛総合支所から北へ約770メートルに、4番は熊毛総合支所から北へ約760メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現地写真は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は都市計画法により用途地域が定められている第3種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から

第17番 笠井委員

の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

17番の笠井です。

第3番について、去る5月25日に事務局と共に現地調査を実施しました。申請人とは電話にて意思確認をいたしました。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明の通りで間違いありません。

申請地は地目田で所有者が高齢であること、後継者がいない為長期間休耕されてきました。しかし、年数回草を刈って農地管理されています。現況は少し雑草が伸びた状態でした。

譲渡人は高齢であること、後継者もなく今後農作業、耕作地管理も限界であるため、売却することにしたとのこと。

譲受人は申請地が県道沿いで南向きで環境が良く、太陽光発電に適していることから、同発電所の計画を立て、売電収入による事業の安定化を考えたとのことでした。

申請地には太陽光パネルを320枚、パワーコンディショナー10台を使用し、発電出力110.4キロワットの太陽光発電設備を設置し売電するとのことでした。

中山間地域における農作業従事者の高齢化が進み後継者もないことから、耕作放棄地防止、土地の有効利用を考えるとこういう選択もいたしかたないかと考えます。

提出書類も揃っていて、周辺農地に与える影響も無く問題ないと思われそうです。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

続きまして、関連議案として、第4番について、5月25日事務局と共に現地調査をしたことを報告します。

この議案につきましては、第3番の関連議案となりますので詳しい説明は省略させていただきます。

申請地は県道に面した、農地です。面積111平方メートルで三

角形の形をした農地性の低い狭小の農地です。

譲渡人も譲受人も同一です。

申請地は第3番の農地より少し離れ、一つ農地を挟んだ農地です。

今回太陽光発電設備のための資財置き場兼駐車場として、利用するとのことです。

提出書類も揃っていて、周辺農地に与える影響も無く問題ないと思われま

す。ご審議の程よろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第22号、番号3番及び番号4番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号、番号3番及び番号4番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第22号、番号3番及び番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第22号、番号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号5番をご説明いたします。

本件は、番号1番と同様に、令和3年3月10日に開催の第3回総会における、議案第10号の番号2番として、農用地区域から除外することについての審議を経て、山口県から、令和3年4月20日付けで農業振興地域整備計画の変更の内定の通知があったもの

議長 (山下会長)

杉岡事務局次長

です。

申請譲受人は記載の通りで、祖母、両親の老後を見守るため自己用住宅として、建築面積96.46平方メートルの木造平屋建てを建設しようとするものです。

譲渡人は譲受人のために申請地を贈与しようとするものです。

申請地は、熊毛総合支所から南東へ約1.5キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農用地区域除外後は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましても、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案となります。さらに、転用が許可となる場合は、農用地区域除外後の施行となります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

第17番 笠井委員

17番の笠井です。

第5番について、去る5月25日に事務局とともに現地調査をしました。

申請人とは電話にて意思確認をいたしました。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明の通りで間違いありません。

また、この議案につきましては以前の総会にて農用地除外で説明したとおりです。

申請地は田で、長い間休耕されていましたが、こまめに草を刈って農地管理はされてきました。現況も草を刈った状態でした。

周囲は山に囲まれ、水利も悪くイノシシの被害もあり、最近ではクマの出没の情報もありました。

譲渡人は孫娘夫婦から、この夏子供が生まれ、手狭となるので実家近くに住宅を建て、老後の面倒を見たいとの相談を受け、喜んで申請地を贈与することにしたとのことでした。

また、譲受人は現在持ち家ではなく、アパート住まいで、実家の近くに自己用住宅を建築し、祖母、両親の老後を見守りたく申請したとのことでした。

こういう中山間地域におきまして高齢化が進む中、若い人が後継者として帰ってこられることは大変喜ばしい事だと思います。

提出書類も揃っていて、周辺農地に与える影響もなく問題ないと思われそうです。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

ただ今の議案第22号、番号5番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号、番号5番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第22号、番号5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第22号、番号6番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号6番をご説明いたします。

申請借主は、記載の通りで、太陽光発電事業を行うため、申請地を借り受け、パネル設置面積599.31平方メートル、パネル枚数324枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

貸主は高齢などで、耕作ができないため借主に貸そうとするものです。

申請地は、熊毛総合支所から北東へ約4.6キロメートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現地写真は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

第8番 歳光委員

8番歳光です。

農地法第5条の番号6について、事務局2名と私で調査をしましたが、6月2日に改めて貸主と会い、また借主とは電話で話をお聞きしました。

現地は貸主の家のすぐ裏になりますが、高齢に伴い後継者もおらず草刈り等を行い耕作をしていない状態でございます。

今回借主から太陽光発電事業を行いたいと申し入れがあり、地上権設定を行い永続的な利用をし、2,489平方メートルの地内にパネル324枚、出力49.5キロワットの発電設備を設置するものです。

議長（山下会長）

調査項目に従い調査を行いましたが無題ないと思ひます。

よろしくご審議をお願いし報告を終わります。

ありがとうございました。

ただ今の議案第22号、番号6番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号、番号6番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第22号、番号6番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第22号、番号7番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号7番をご説明いたします。

申請譲受人は、記載の通りで、居住するための既存家屋の購入にあわせて、申請地を、車3台、バイク2台の駐車場及び家庭菜園として整備しようとするものです。

譲渡人は遠方のため耕作ができないことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、鹿野総合支所から北西へ約2.2キロメートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現場写真は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業

計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

林委員

第10番 林委員

10番の林です。

議案第22号7番について補足説明いたします。

去る5月25日に事務局と一緒に現地調査をいたしました。

翌日、譲渡人と譲受人とは遠方のため電話連絡し、意思確認いたしました。

申請地は田で長い間耕作しておらず、きれいに整備されておりました。

この度譲渡人の既存の自己用住宅を購入して駐車場がないため、敷地を拡張するため、この度の申請になりました。

自家用車3台、バイク2台と家庭菜園をされるということです。

譲渡人は遠方のため、耕作が困難で後継者もないことから譲り渡すとのことでした。

必要書類も完備されており近隣の影響もないと思われますのでご審議の程よろしくお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第22号、番号7番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号、番号7番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第22号、番7番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第22号、番号8番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号8番をご説明いたします。

申請借主は、記載の通りで、近くにある介護施設のための30台の駐車場、その他現場事務所、資材置場として整備しようとするものです。

貸主は高齢などで、耕作ができないため貸そうとするものです。

申請地は、熊毛総合支所から南西へ約330メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現場写真は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は都市計画法により用途地域が定められている第3種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

第8番 歳光委員

農地法第5条の番号8番について報告いたします。

事務局2名と私で現地調査を行いました。6月2日に改めて貸主に会い、また借主には電話で確認を行いました。

現地は近年耕作されておらず、草刈り管理を行う状態でありま

す。

今回近くの介護施設を経営されている申請人より職員駐車場及び介護福祉施設の建設の為の資材置き場として賃貸借により約30年間の利用を考えているようでございます。

調査項目に従い調査を行いましたが無題ないと思ひます。

よろしくご審議をお願いし、報告をおわります。

ありがとうございました。

ただ今の議案第22号、番号8番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号、番号8番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第22号、番8番は許可と決定いたします。

次の議案第23号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項、第19条及び第20条の規定により、第8番・歳光時正委員及び第9番・野村邦幸委員が一部当事者となりますので、議事参与の制限を定めた農業委員会等に関する法律第31条の規定によりお二人は議事に参加することができません。歳光委員及び野村委員の退席をお願いします。

(歳光委員、野村委員退席)

議案第23号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

議長 (山下会長)

山本事務局長

4 ページから 9 ページの議案第23号です。

本議案につきましては、周南市長より農用地利用集積計画についての決定を求められたもので、農林課から説明を受けた後、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、長島農林課長よろしく申し上げます。

農林課 長島課長

それでは、議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

本日は4月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、7月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、徳山地区6件、新南陽地区4件、熊毛地区6件、鹿野地区9件の計25件、全63筆の案件です。

そのうち農地中間管理機構への貸付が23番から25番までの熊毛地区のもので3件10筆です。

説明は以上となります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第23号の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、議案第23号について採決を行います。

原案のとおり可決することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第23号は、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

（歳光委員、野村委員着席）

続きまして、議案第24号「周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について」を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第7条第2項に規定する本指針を変更するときに必要な農地利用最適化推進委員の意見については、意見聴取を済ませていることをご報告します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

10ページの議案第24号は、「周南市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を別紙のとおり変更することにつきまして、ご審議を求めるものです。

先月の協議会でお示しし、また、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様からご意見をいただくためにお示しした(案)からの変更箇所は、青字にしています。

それでは、指針の変更の主な箇所を、別紙7ページからの変更対照表に沿ってご説明いたします。

まず、7ページの項目の3番です。一番右側の欄の下から2行目に記載のとおり、目標数値は、実績を踏まえて修正しています。

次に8ページの項目の4番です。遊休農地の解消目標の表の目標値は、次ページの項目の6番の一番右側の欄に記載のとおり、過去2年間の平均19ヘクタールの減少を踏まえ、また、令和2年度が40ヘクタールの減少でしたので、3年度と4年度は、実績値の1年度当たり19ヘクタール割る0.8に近い25ヘクタールとして、3年間で合計90ヘクタール、1年度平均30ヘクタールの減少を目標値としています。

次に、10ページの項目の10番です。農業委員と推進委員の連携についての記載を加えています。

次に、同じページの項目の12番です。担い手への農地利用集積目標の表の目標値は、次ページの項目の14番の一番右側の欄に記載のとおり、過去

の3年間の平均13ヘクタールの実績を踏まえ、1年度当たり13ヘクタール割る0.8に近い1年度当たり16ヘクタールを目標値としています。なお、令和2年度の実績は18ヘクタールの増加でした。

次に、11ページの項目の15番です。担い手の育成・確保の表の数値は、項目の16番の一番右側の欄に記載のとおり、実績値又は推計値で農林課から数値の提供を受けたものです。

次に、12ページの項目の17番です。昨年度「人・農地プラン」の実質化が進んだことを踏まえ、修正をしています。

次に、12ページの項目の20番です。新規参入の促進目標の表の数値は、項目の21番の一番右側の欄に記載のとおり、実績値又は推計値で農林課から数値の提供を受けたものです。

以上が修正部分の説明になります。

なお、5月21日まで、農業委員と農地利用最適化推進委員の皆様への意見聴取をいたしましたところ、「農業委員と推進委員の連携により指針の具現化を促進する必要がある。2月の協議会で提案のあった農業委員と推進委員の会議交流を設けることも（案）と考えられる。」とのご意見をいただきました。これにつきましては、指針は基本方針を定めるものなので、指針の修正までは必要ないと考えますが、7月開催予定の利用状況調査の説明会や合同による現地確認、調査などの機会を利用して連携の強化を図りたいと考えています。

また、「農地転用に係る太陽光発電設備の周囲への影響が危惧される。これに対し、許可に当たり善良な管理を求める方策はないだろうか」との参考意見も寄せられました。このことについては、改めて受付手続の改善案を協議会でお示しし、ご意見をいただきたいと思いますと考えています。

以上で説明を終わります。

議長（山下会長）

ただ今の議案第24号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」のような簡易な修正については、会長にご一任を頂きたいと思います。

このことを踏まえ、議案第24号について、採決を行います。
承認することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第24号は、承認することに決定いたします。

なお、この指針は、本日付けで本市のホームページに公表するとともに、農地利用最適化推進委員の皆様にも送付して、情報共有したいと思います。

続きまして、議案第25号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認について」及び第26号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について」を一括して議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

議案書の10ページ、議案第25号及び議案第26号、併せて議案第25号別紙及び議案第26号別紙をご覧ください。

農業委員会は、毎年度、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務処理の実施状況について、6月30日までに公表しなければならないことが、農業委員会等に関する法律第37条及び農業委員会等に関する法律施行規則第15条第1項に規定されています。

また、平成28年3月4日付けの農林水産省経営局農地政策課長名による都道府県農政担当部長あて通知の「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、農業委員会の活動について単年度ごとに「実施の点検・評価」と「活動計画」を作成し、公表することを求められているものでございます。

それでは、議案第25号別紙の1ページの「農業委員会の状況」につきまして、ご説明いたします。

1 「農業の概要」につきまして、耕地面積は農林水産省の作物統計調査、経営耕地面積は農林業センサスに基づいております。

また、遊休農地面積は令和2年度荒廃農地調査の数値より、農地台帳面積は農地台帳に基づいて記載しております。

2 「農業委員会の現在の体制」につきましては、記載の通りです。

2ページの「担い手への農地の利用集積・集約化」でございますが、1「現状及び課題」は記載のとおりです。

2「令和2年度の目標及び実績」について、集積実績は493ヘクタール、達成状況は102.71パーセントでした。

3「目標達成に向けた活動」、4「目標及び活動に対する評価」は記載のとおりです。

3ページの「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」につきまして、1「現状及び課題」は記載のとおりです。

2「令和2年度の目標及び実績」ですが、経営体数は参入目標の3経営体に対して、実績は1経営体でしたが、面積につきましては、参入目標面積0.9ヘクタールに対して、実績は1.68ヘクタールとなっております、目標を達成しています。

3「目標達成に向けた活動」、4「目標及び活動に対する評価」は記載のとおりです。

4ページをお願いします。「遊休農地に関する措置に関する評価」につきまして、1「現状及び課題」は記載のとおりです。

2「令和2年度の目標及び実績」ですが、解消目標2ヘクタールに対して解消実績は40.26ヘクタールとなっております。

3「目標の達成に向けた活動」、4「目標及び活動に対する評価」は記載のとおりです。

5ページの「違反転用への適正な対応」につきまして、1「現

状及び課題」、2「令和2年度実績」、3「活動計画・実績及び評価」はそれぞれ記載のとおりです。

6ページをお願いします。

「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」については、記載のとおり農地法第3条に基づく許可事務に係る令和2年度の処理件数は、合計24件、農地転用に関する事務に係る処置件数は74件でした。

7ページの、「農地所有適格法人からの報告への対応」及び「情報の提供等」については記載のとおりでございます。

8ページは、「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」及び「事務の実施状況の公表等」について記載をしております。

続きまして、議案第26号別紙の1ページ、農業委員会の状況について、1「農家・農地等の概要」及び2「農業委員会の現在の体制」について記載しておりますが、数値の根拠等につきましては、先ほど議案第25号別紙で説明しましたとおりですので、説明は省略いたします。

2ページをお願いします。

「担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、1「現状及び課題」は記載のとおりです。

2「令和3年度の目標及び活動計画」につきまして、令和2年度末時点での集積実績493ヘクタールに、「農地等の利用の最適化に関する指針」の中で設定している、集積目標面積年平均16ヘクタールを加算した、509ヘクタールを目標集積面積としております。

次に、「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」につきまして、1「現状及び課題」は記載のとおりです。

2「令和3年度の目標及び活動計画」につきましては、前年度と同一の数値とし、参入目標数3経営体、参入目標面積0.9ヘク

タールとしています。

3 ページの、「遊休農地に関する措置」について、1 「現状及び課題」は記載のとおりです。

2 「令和3年度の目標及び活動計画」につきまして、遊休農地の解消面積は、これも「農地等の利用の最適化に関する指針」の中で設定されている25ヘクタールを目標値としました。

「違反転用への適正な対応」について、1 「現状及び課題」及び2 「令和3年度の活動計画」は、それぞれ記載のとおりです。

なお、この点検・評価及び活動計画は、総会での承認後、市のホームページで公表するとともに、山口県を經由して農林水産省へ提出することとしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第25号及び議案第26号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」のような簡易な修正については、会長にご一任を頂きたいと思えます。

このことを踏まえ、議案第25号及び議案第26号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第25号及び議案第26号は、承認することに決定いたします。

なお、この点検・評価及び活動計画につきましても先ほどの指針と同様に、農地利用最適化推進委員の皆様にも送付して、情報共有したいと思います。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第33号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

11ページ、12ページの報告第33号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は5件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第33号を終わります。

続きまして、報告第34号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

13ページの報告第34号は、市街化区域内にある農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。今回は4件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第34号を終わります。

続きまして、報告第35号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長
山本事務局長 14ページ、15ページの報告第35号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため権利を取得するもので、許可は不要とされています。今回は6件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長） 説明が終わりました。

以上で、報告第35号を終わります。

続きまして、報告第36号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長
山本事務局長 16ページの報告第36号は、農業委員会に文書を提出することで許可は要しないとされているもので、農地法施行規則第53条第14号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話にかかる基地局等の設置のための転用です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長） 説明が終わりました。

以上で、報告第36号を終わります。

続きまして、報告第37号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

17ページの報告第37号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」の農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は2件です。

添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で報告第37号を終わります。

続きまして、報告第38号「現況が農地でないことの証明について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

18ページから20ページの報告第38号は、登記簿上の地目が田又は畑で、現況が田又は畑以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする方からの申請に基づき証明をするもので、今回は5件です。

内容は記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

なお、番号4番の農用地1筆及び番号5番の農用地1筆につきましては、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いことを満たすことから、農業整備地域整備計画の随時変更を行い、農用地区域から除外されるものです。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第38号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和3年第6回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時52分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和3年6月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 佐 伯 伴 章

委 員 林 俊 一